

山梨大学研究データ管理・公開ポリシー

制定 令和 6年 6月 25日
国立大学法人山梨大学

(目的)

1. 山梨大学（以下「本学」という。）は、山梨大学憲章に基づき、個人の尊厳を重んじ、真理の追求と学問の自由を大切に、多様な文化や価値観を積極的に受入れる大学として、社会の要求に応えつつ、広い知識と深い専門性を追求し、地域の中核となり、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を養成する場となることを理念としている。本学は、「地域の中核・世界の人材」を標榜し、医工農融合による新たな知の創造、先端研究分野における研究成果の積極的な社会還元、そして地域社会の調和と発展に寄与を目指す大学として、研究活動によって産み出された知的成果を適切に蓄積、管理・保存されたものを社会に還元し、発展に寄与しなければならない。

ここに研究データの適切な管理、保存及び利活用を推進することを目的とし、研究データ管理・利活用ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定め、持続的な本学の学術活動の基盤を確保する。

(定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって研究活動の過程で収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わないものとする。

本ポリシーが対象とする研究者は、本学の役員、教職員、学生等とする。

(研究者の責務)

3. 研究データの管理・公開の方法は、それを収集または生成した研究者が法令及び本学の規程、その他これに準ずる者の範囲内、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲において決定することができる。

研究者は、研究データの価値を守るため、前段の範囲において、研究分野の特性等を考慮し、研究データを適切に保存・管理し、可能な限り公開し利活用に供するものとする。

(大学の責務)

4. 本学は、学術データの管理並びに公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

(その他)

5. 社会や学術情勢等の状況変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

附 則

本ポリシーは、令和6年6月25日から適用する。

ポリシー解説・補足

(目的)

1. 山梨大学（以下「本学」という。）は、山梨大学憲章に基づき、個人の尊厳を重んじ、真理の追究と学問の自由を大切にし、多様な文化や価値観を積極的に受入れる大学として、社会の要求に応えつつ、広い知識と深い専門性を追求し、地域の中核となり、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を養成する場となることを理念としている。本学は、「地域の中核・世界の人材」を標榜し、医工農融合による新たな知の創造、先端研究分野における研究成果の積極的な社会還元、そして地域社会の調和と発展に寄与を目指す大学として、研究活動によって産み出された知的成果を適切に蓄積、管理・保存されたものを社会に還元し、発展に寄与しなければならない。

ここに研究データの適切な管理、保存及び利活用を推進することを目的とし、研究データ管理・利活用ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定め、持続的な本学の学術活動の基盤を確保する。

(ポリシー抜粋)

1. 目的について

(1) 山梨大学憲章では、“個人の尊厳を重んじ、真理の追究と学問の自由を大切にし、多様な文化や価値観を積極的に受入れる”大学像を謳っている。この真理の追究には、研究活動の根幹をなす研究データの適切な管理・保存、利活用が不可欠である。

(2) 本ポリシーは山梨大学憲章の下、本学に所属する研究者および研究分野が広範に及ぶことを考慮し、研究データの取扱いについて一律に定めるのではなく、研究活動に携わる研究者の主体性を最大限尊重しつつ、本学の憲章に基づく形で研究データの管理、保存、利活用の取扱いに関する基本方針として示している。つまり、各種法令、研究倫理指針、研究契約等の特段の定めがある場合は、その定めに従うことが当然に求められる。したがって、本ポリシーは特段の定めがない場合における研究データの取扱いに関する基本的な指針と解される。

(3) 研究データは研究活動に欠かすことのできない要素であり、研究者はこれまでも研究データを産出し、それらの管理や利活用を行う中で目標の達成を目指してきた。本学の研究活動を将来にわたって継続し、研究者および研究機関にとっての研究の価値を守るため、山梨大学研究データ管理・利活用ポリシーを制定した。

(定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって研究活動の過程で収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わないものとする。

本ポリシーが対象とする研究者は、本学の役員、教職員、学生等とする。

(ポリシー抜粋)

2. 定義について

(1) 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動において取り扱うデータである。デジタルデータ、非デジタルデータは問わず、研究過程で生成されたデータ、収集したデータであって、それらを解析や加工したデータも含まれる。

(2) 研究活動で取り扱うデータを例示すると、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」などが挙げられる。また、研究活動は、研究実施前（研究計画の立案など）、研究実施中（データの取得・収集、生成、解析、加工、共有、保存など）、研究実施後（データの保存・移動、研究成果の発表など）の研究に関わるすべての活動が考えられる。

(3) 本ポリシーにおける研究者とは、山梨大学の役員、教職員、学生その他本学において研究活動を実施する全ての者をいう。例えば、研究者番号を付与されている本学教職員、研究室に配属され研究を行っている学生（主に4年次生以降の学生や大学院生）、本学が受け入れている研究員等が該当する。教育を受ける者や研究・教育活動を事務的に支援する者は研究者には含まれない。特に学生や学外から受入れた研究者等の取扱う研究データについては、以下のことに留意する。

- ・学生・研究生については、研究指導教員の指導に基づいて研究データの管理を行う。特にデータを公開しようとする場合は、指導教員の確認を必要とする。
- ・学生がリサーチアシスタント等として研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行う。
- ・各種制度に基づいて受入れた客員研究員、招聘研究者については、システムの利用可否など研究環境が一様でないため、受入教員と相談の上、それぞれの研究環境に応じて同教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。
- ・他大学等に所属する研究者が、本学に所属する研究者が研究代表者を務める研究グループの構成員として研究を行う場合、ここでいう研究者に含まれるかどうかは、資金配分機関が求める条件等を勘案し、研究代表者が決める。

(研究者の責務)

3. 研究データの管理・公開の方法は、それを収集または生成した研究者が法令及び本学の規程、その他これに準ずる者の範囲内、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲において決定することができる。

研究者は、研究データの価値を守るため、前段の範囲において、研究分野の特性等を考慮し、研究データを適切に保存・管理し、可能な限り公開し利活用に供するものとする。

(ポリシー抜粋)

3. 研究者の責務について

(1) 研究者は、「山梨大学における研究活動に関する行動規範（平成26年11月28日 学長裁定）」に謳われている研究倫理を遵守するとともに、本学が定める関係規程に基づき、研究データを適切に管理し、原則公開する。

■研究データ管理・保存・公開に関連する本学が定める規定等

- ・ 国立大学法人山梨大学保有個人情報管理規則
- ・ 国立大学法人山梨大学職務発明等取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学職務著作物等取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学利益相反マネジメント規程
- ・ 国立大学法人山梨大学における医学研究に係る利益相反マネジメント規程
- ・ 国立大学法人山梨大学学術指導取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学研究成果有体物取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学奨学寄附金取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学共同研究取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学遺伝子組換え実験・研究用微生物使用実験安全管理規則
- ・ 国立大学法人山梨大学動物実験規則
- ・ 国立大学法人山梨大学有害物質投与動物実験取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学甲府キャンパス放射線障害予防規程
- ・ 国立大学法人山梨大学受託研究員規程
- ・ 国立大学法人山梨大学非常勤研究員取扱規程
- ・ 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程
- ・ その他関係規程、および各研究分野等における関係法令等

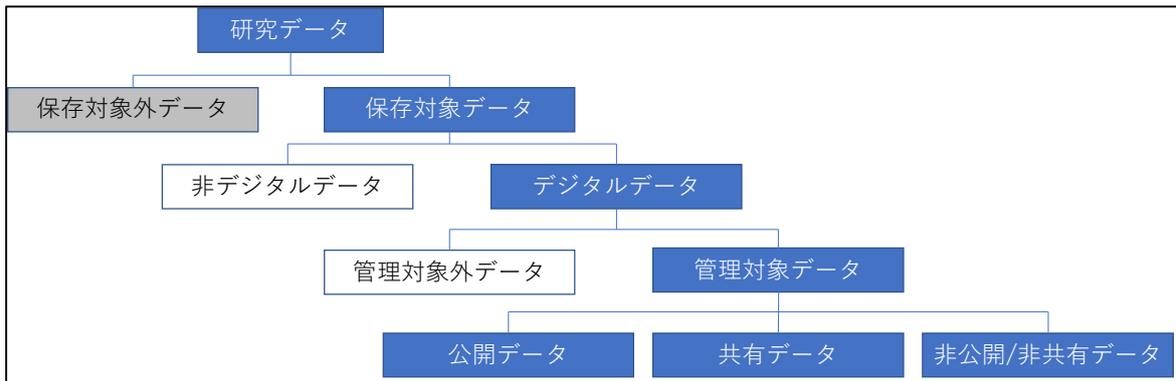
研究者は、これらに抵触しない範囲で、研究データの管理および公開を行う。

(2) 研究データの管理・保存は、研究の開始前から終了までの過程で、どのようなデータを収集・生成するか、また、これらのデータをどのように取り扱うかを研究者自身が定め、これを実践することである。ただし、法令、契約および本学が定める規定等を考慮してなされなければならない、各部局等の基準・具体例が示されることが望ましい。

(3) 研究データの保存にあたっては、デジタル・非デジタルデータを問わず可能な限りメタデータを付与することが望ましい。我が国の公的資金による研究開発で共通的に用いられるべきと考えられるメタデータ共通項目は別紙のとおりである。

(4) 本ポリシーにおいて研究データの公開とは、任意の者に利活用可能な状態で研究データを提供することをいう。また、研究データの共有とは、限定された者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。

(5) 研究データの管理について整理すると、次のようになる。(なお、例えば「手書きの研究ノート」のような非デジタルデータも、スキャンすることでデジタルデータとなるため、論文の根拠データになりうるものは管理対象データとして取り扱う必要がある。)



保存対象データの中でも、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議)にあるように、公的資金による研究開発の過程で産出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。管理対象データは、データを説明するための情報であるメタデータを付与して管理する。さらに、管理対象データは、次のとおり公開・共有の可否を定めて利活用を図る。

公開：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ

共有：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データ

非共有・非公開：公開も共有もしない研究データ

(大学の責務)

4. 本学は、学術データの管理ならびに公開および利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

(ポリシー抜粋)

4. 大学の責務について

(1) 本学は大学構成員に対し以下を実施する。

- ・ 研究データ管理の導入目的の明確化
- ・ 研究データ管理の仕組みの検討と構築、運用
- ・ 研究データ管理のためのデジタルプラットフォームの整備と提供
- ・ 研究データの利活用を実現するのに適した研究データ公開のための環境整備
- ・ 大学内外への学術データ管理の仕組みの周知と利用促進

(別紙) 我が国の公的資金による研究開発で共通的に用いられるべきと考えられるメタデータ共通項目

	No.	項目	必須/任意	備考
プロジェクトに関する情報	1	資金配分機関情報	必須	公募型の研究資金を配分した資金配分機関（府省含む）の英語略称 <u>公募型の研究資金以外の場合は記入不要</u>
	2	体系的番号におけるプログラム情報コード	任意	公募型の研究資金の場合は、体系的番号のうち、「機関コード」および「施策・事業の特定コード」を表すコード <u>公募型の研究資金以外の場合は記入不要</u>
	3	プログラム名	任意	競争的研究費制度の名称
	4	体系的番号	必須	公募型の研究資金の場合は、研究費ごとに付与される体系的な番号 <u>※公募型の研究資金以外の場合は記入不要</u>
	5	プロジェクト名	必須	プロジェクトの研究代表者が統括する研究開発の範囲の名称
データ属性に関する情報	6	データ No.	必須	管理対象データを一意に特定するための番号 公募型の研究資金を配分した資金配分機関が付与したもの 公募型の研究資金以外の場合は採択結果通知等の文書番号を付与
	7	データの名称	必須	学会資料、報告資料、測定結果などの中身の分からない名称は避ける
	8	掲載日・更新日	必須	メタデータの掲載日・掲載更新日
	9	データの分野	必須	端的かつ中身の分かる内容を記載
	10	データの種別	必須	e-Rad の研究分野（主分野）
	11	概略データ量	任意	1GB 未満、1GB 以上 10GB 未満、10GB 以上 100GB 未満、100GB 以上等の区分により記載
データの公開・共有に関する情報	12	管理対象データの利活用・提供方針	必須	無償／有償、ライセンス情報、その他条件（引用の仕方等）等を記載
	13	アクセス権	必須	公開／共有／非共有・非公開／公開期間猶予から選択
	14	公開予定日	必須	公開期間猶予を選択した場合、公開予定日を記載

	15	リポジトリ情報	必須	現在のリポジトリ情報、あるいはプロジェクト後のリポジトリ情報
	16	リポジトリ URL/DOI コード	任意	情報があれば記載
データ管理 に関する情 報	17	データ作成者	任意	管理対象データを生み出した研究者の名称
	18	データ作成者の e-Rad 研究者番号	任意	管理対象データ作成者の e-Rad の研究者番号
	19	データ管理機関	必須	各データを管理する研究開発を行う機関の法人名
	20	データ管理機関コード	任意	データ管理機関のコード
	21	データ管理者	必須	データ管理組織において各管理対象データを管理する担当者の名称
	22	データ管理者の e-Rad 研究者番号	任意	管理者の e-Rad の研究者番号
	23	データ管理者の連絡先	必須	データ管理者の所属機関の住所や電話番号、メールアドレス等
	24	備考	任意	